

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道
福 安 金之助

第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和4（2022）年10月31日

2 対象部局課

- (1) 政策推進部 広報情報課
- (2) 総務部 総務課
- (3) 市民協働部 納税課
- (4) 市民協働部 協働推進課
- (5) 環境経済部 環境課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則（以下「規則」という。）及びみよし市つり銭等取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、現金及び切手等現金に準ずるものの取扱い及び保管が適正に行われているかを主眼とし、次の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等の関係書類との照合を行うとともに、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) 要領第4条による借用手続が適正にされているか。
- (2) 要領第5条による現金出納簿及びコピー代出納月計簿は整備されているか。
- (3) 規則第8条による収納金出納簿は整備されているか。
- (4) 現金出納簿等は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (5) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (6) 出納金及び釣銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (7) 現物は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (8) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

第4 監査の結果

1 広報情報課

図書カードを対象として監査を実施しました。これは、広報みよしに掲載する「広報クイズ」において、毎月の正解者に抽選で図書カードを贈呈するため購入、保管しているものです。

図書カード出納記録簿が整備され、発送毎に月日、発送数、在庫数、発送金額及び差引保管額が記帳されていました。発送時は、広報情報課長による決裁及び現物の確認が行われており、在庫の管理が適正に行われていました。

図書カードは、施錠できる場所で適正に保管されており、監査当日の現物は、図書カード出納記録簿と一致していました。

2 総務課

コピー機利用料及びつり銭並びに切手及びレターパック（以下、「切手等」という。）を対象として監査を実施しました。

(1) コピー機利用料及びつり銭

コピー機は、市役所1階の情報プラザに設置されており、来庁者が有料で利用できるものです。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、コピー代出納月計簿も要領に基づき整備されていました。

利用料及びつり銭は、総務課職員が毎月末日に金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、コピー代出納月計簿に記帳し、総務課長による確認が行われていました。

利用料及びつり銭は、施錠されたコピー機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日のコピー機料金受け内の現金は、コピー機のカウンター及びコピー代出納月計簿と一致していました。

(2) 切手等

切手等は、切手等管理要領に基づき市の業務に必要な切手等を総務課が一括して購入、保管しているものです。切手等を必要とする各課は、切手等使用申請書を総務課長へ提出し、総務課長の決裁の後、総務課職員が各課へ切手等を渡します。

切手等管理要領に基づき切手等受払簿が整備され、使用及び購入が遅滞なく記帳されており、在庫の管理が適正に行われていました。

切手等は、施錠できる場所に適正に保管されており、監査当日の現物は、切手等受払簿と一致していました。

3 納税課

滞納整理において現金で受領する市税及びそのつり銭を対象として監査を実施しました。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領に基づき整備されていました。

つり銭は、納税課職員が毎日確認し、現金出納簿に記帳し、納税課長による確認が行わ

れていました。

未納分の市税は、原則として納付書による指定金融機関等窓口での納付を納税義務者に依頼していますが、夜間などの開庁時間外に納付された場合に現金で受領することがあります。受領から翌開庁日までの間は、施錠できる場所に適切に保管され、翌開庁日に遅滞なく払込まれ、収納金出納簿に記帳されていることを確認しました。

つり銭は、施錠できる場所に適正に保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、借用したつり銭のみであり、借用金額と一致していました。未納分の市税は、受領したものが無いことを収納金出納簿で確認しました。

4 協働推進課

印刷機利用料及びつり銭を対象として監査を実施しました。

印刷機は、市民活動サポートセンターに設置されており、施設利用者が有料で利用できるものです。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、コピー代出納月計簿も要領に基づき整備されていました。

利用料及びつり銭は、施設受付等管理業務委託契約により受注者である特定非営利活動法人あいちNPO市民ネットワークセンターの職員が半月毎に協働推進課へ持参し、協働推進課職員が金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、コピー代出納月計簿に記帳し、協働推進課長による確認が行われていました。

利用料及びつり銭は、施錠されたコピー機料金受けに保管され、私金との混同はありませんでした。

監査当日のコピー機料金受け内の現金は、コピー機の使用記録及びコピー代出納月計簿と一致していました。

5 環境課

手数料及びつり銭並びにごみ指定袋、し尿汲取り確認券及び粗大ごみ処理券を対象として監査を実施しました。

(1) 手数料及びつり銭

保管現金は、環境課でごみ指定袋等を販売した場合に受領するごみ等の収集運搬に係る手数料及びそのつり銭です。

つり銭の借用手続は、要領に基づき適正に行われており、現金出納簿及び収納金出納簿も要領に基づき整備されていました。

つり銭は、環境課職員が毎日金額を確認し、現金出納簿に記帳し、環境課長による確認が行われていました。

受領した手数料は、環境課職員が毎日金額を確認し、その日のうちに指定金融機関へ払込み、収納金出納簿に記帳していました。払込み後から翌開庁日までに受領した手数料は、翌開庁日の分と併せて金額の確認、払込み、記帳がされていました。しかしながら、収納金出納簿が電子データで管理されており、月毎の所属長の決裁が確認できませんでした。後日、収納金出納簿が書面で提出され、環境課長による決裁を確認しました。

現金は、手持ち金庫で適正に保管され、私金との混同はありませんでした。手持ち金

庫は、閉庁時は施錠できる場所に適切に保管されていました。

監査当日の現金は、借用したつり銭のみであり、借用金額と一致していました。手数料は、前開庁日の払込み後受領したものが無いことを領収書控えで確認しました。

(2) ごみ指定袋

年間ごみ指定袋販売集計表が整備され、販売毎に販売店、販売枚数、金額、月日及び支払方法が記帳されていました。月別に販売数、納品数及び在庫数が集計され、在庫の管理が適正に行われていました。

ごみ指定袋は、施錠できる倉庫で適正に保管されていました。令和4（2022）年10月26日に監査委員事務局による予備監査を行い、現物が年間ごみ指定袋販売集計表と一致することを確認しました。現物の管理については、次の方法により大量の在庫を管理する工夫がされていました。

<倉庫内の様子>



<納品前>



<納品後>



倉庫の床面にパレットを敷き、種類別に保管場所、積み方をルール化し、計数を容易にしている。

(3) し尿汲取り確認券

し尿汲取り確認券集計表が整備され、発行毎に日付、発行枚数、金額が記帳されました。月別に集計され、発行数の管理が適正に行われていました。し尿汲取り確認券は、購入希望があるつど必要枚数を発行しており、在庫の保有がないことを確認しました。

(4) 粗大ごみ処理券

粗大ごみ処理券販売集計表が整備され、販売毎に販売店、販売枚数、金額、月日及び支払方法が記帳されていました。月別に販売数、納品数及び在庫数が集計され、在庫の管理が適正に行われていました。

粗大ごみ処理券は、手持ち金庫及び施錠できる場所で適正に保管されており、監査当日の現物は、粗大ごみ処理券販売集計表と一致していました。しかしながら、過去に印刷業者が予備として納品した不用の粗大ごみ処理券が処分されず残っていました。粗大ごみ処理券は現金に準ずるものであり、在庫は全て帳簿への記帳により管理するなど取扱いを徹底されたい。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

各課における現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務は、規則及び要領等に基づき概ね適正に処理されていると認められました。結果に記載したとおり改善の必要が見受けられた点については、各課において対応をお願いします。

また、図書カードについて、4月に当該年度に贈呈する予定の120枚が一括で購入され、保管されていました。用途から必要となる時期が決まっており、随時又は緊急に必要となるものではないことから、現金及び現金に準ずるものの保管は必要最小限とし、贈呈のつど購入することを検討されたい。